

第26回(2025年度)島根県障がい者スポーツ大会
「卓球」競技会 開催要項

1. 目的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共催(予定)
松江市・出雲市
4. 主管(予定)
島根県卓球協会 松江市卓球連盟
5. 後援(予定)※順不同
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 松江市教育委員会 公益財団法人松江体育協会 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松江市身障者福祉協会 NPO法人松江市手をつなぐ育成会 出雲市教育委員会 出雲市スポーツ協会 出雲市社会福祉協議会 社会福祉法人出雲市身障者福祉協会 出雲市手をつなぐ育成会
6. 協力(予定)※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期日
一般卓球：2025年5月31日(土)
サウンドテーブルテニス：2025年5月10日(土)
受付 9:00~9:20 開会式 9:25~ 競技開始 10:00~
8. 申し込み期限
一般卓球：2025年5月13日(火)
サウンドテーブルテニス：2025年4月22日(火)
9. 会場
(1) 一般卓球：松江市総合体育館(松江市学園南1-21-1 TEL:0852-25-1700)
(2) サウンドテーブルテニス：サン・アビリティーズいずも
(出雲市今市町北本町3-1-20 TEL:0853-24-2040)
10. その他
・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
・競技の実施にあたっては、「第26回(2025年度)島根県障がい者スポーツ大会『卓球』競技会 実施要項」を適用する。
・第24回全国障害者スポーツ大会(わた SHIGA 輝く障スポ)に参加を希望する者は、「第24回全国障害者スポーツ大会(わた SHIGA 輝く障スポ)個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階
TEL:0852-20-7770 FAX:0852-32-5982
メール: info_office@spokyo.org

第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会
「卓球」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び同年度の（公財）日本卓球協会制定「日本卓球ルール」、並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

（1）身体障がい者は、下記の競技区分で競技する。

- ① 個人競技は、「卓球競技種目・障がい区分表」の3種目（障がい別・STT・全障がい）から1種目を選択する。
- ② 団体競技は男女混合で、1チーム3名とし1名の補欠を置くことができる。
※障がい区分番号15を除く。

（2）知的障がい者は、下記の競技区分で競技する。

- ① 個人競技は、「卓球競技種目・障がい区分表」の2種目（障がい別・全障がい）から1種目を選択する。
- ② 団体競技は男女別で、1チーム3名とし1名の補欠を置くことができる。

（3）精神障がい者は、下記の競技区分で競技する。

- ① 個人競技は、「卓球競技種目・障がい区分表」の2種目（障がい別・全障がい）から1種目を選択する。
- ② 団体競技は男女別で、1チーム3名とし1名の補欠を置くことができる。

3. 服 装

（1）運動に適した服装とする。

（2）ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技用服装の背部につける。

4. 練 習

- ・受付を済ませた後から9：15まで
- ・開会式終了後から9：50まで（練習球は各自で用意すること）。

5. 招 集

（1）招集は競技場内で行い、競技進行により放送で案内するので競技役員の指示に従う。

（2）招集完了時間は試合開始の10分前とする。

6. 入退場

競技場への入退場は、競技役員の指示により行う。

7. 競技方法

（1）競技進行は、プログラムのとおりとする。

（2）使用する球は主催者が用意する。

（3）個人・団体競技とも原則としてトーナメント方式により勝敗を決める。ただし、参加人数によってはこの限りではない。

（4）個人・団体競技とも5ゲームズマッチの3ゲーム先取により勝敗を決める。

（5）個人競技終了後、団体競技を行う。

（6）団体競技参加チームは試合ごとにオーダー用紙を提出する。

（7）個人・団体競技とも3位決定戦は行わない。

（8）団体競技について、人数を満たさない場合でもエントリーは可能だが、オープン試合と

し、敗者（勝ち進めない）とする。

- (9) サービスは、得点の合計が2ポイント増すごとに交代する。また双方が10ポイントになった時は、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交代する。
- (10) 1ゲームごとにコートを変更する。最終ゲームでは、どちらかの選手が5点に達した時点でチェンジエンドとする。
- (11) フリーハンド（ラケットを持っていない手の手首より先）がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしてはならない。
- (12) 身体的理由により、主審の承認を得て、審判員が相手にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。また、知的障がい者・精神障がい者についても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
- (13) 車いす使用者は、シートから身体を離してプレーをしてはならない。また、プレー中にフットレストが床についた場合も失点とする。
- (14) 車いす使用者が正しく出されたサービスをレシーブする際、ボールが①レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合、②レシーバーのコートに止まった場合、③レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合は、ラリーはレットとなる。ただし、「レット」が宣言される前に打球した場合は、そのまま有効となる。

【一般卓球】

- (1) 5ゲームズマッチの3ゲーム先取により勝敗を決める。
- (2) 1ゲームの勝敗は11点先取とする。双方のポイント10-10以降は2ポイントリードした競技者を勝ちとする。
- (3) ネットの高さは、15.25 cmとする。
- (4) トスの高さは16 cm以上とする。
- (5) 使用球は主催者が用意し、（公財）日本卓球協会公認、ニッタクのプラスチック球（40 mm、白球）を使用する。

【サウンドテーブルテニス（STT）】

- (1) 5ゲームズマッチの3ゲーム先取により勝敗を決める。
- (2) 1ゲームの勝敗は11点先取とする。双方のポイント10-10以降は2ポイントリードした競技者を勝ちとする。
- (3) 競技領域は、長さ8m、幅6m、高さ2.4m以上とする。ただし、会場によってはこの領域を確保できない場合もある。
- (4) 使用球は主催者が用意し、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認プラスチック球を使用する。
- (5) 主催者が用意したアイマスクを着用する。
- (6) 認められた休憩時間、緊急中断を除き、競技は1マッチを通して継続的でなければならない。

卓球競技種目 障がい区分表

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障がい区分	個人競技			団体競技
					障がい別	S T T	全障がい	
肢体不自由	1	上肢障がい	1	片上肢障がい	▲		▲	△
			2	両上肢障がい				
		下肢障がい	3	片下腿切断、片下肢不完全	▲			
			4	片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全				
			5	片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全				
			6	体幹	▲			
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用・使用	7	第8頸髄まで残存	▲			
			8	座位バランスなし				
			9	その他の車いす				
	3	脳原性麻痺	10	車いす移動	▲			
			11	杖・松葉杖使用				
			12	上肢に不随意運動あり				
			13	上肢に不随意運動なし				
			14	片側障がい				
視覚障がい		15	アイマスク有り		▲			
		16	アイマスク無し	▲				
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい			17	聴覚障がい	▲			
知的障がい			18	知的障がい	◎		▲	
精神障がい			19	精神障がい	◎		▲	

※視覚障がいは視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※区分15は全障がい及び団体競技に出場できない。

※区分15は主催者が用意したアイマスクを使用する。

※表中の「障がい区分」欄については、54ページ～の「障がい区分の解説」を参照すること。

※ は全国障害者スポーツ大会種目には含まれない。

〈参考資料〉 障がい区分の解説

■肢体不自由1

			障がい区分名	解説	
切断または機能障がい	立位	上肢	切断	手部	片側及び両側の手部切断
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
			両上腕	両上腕の切断者	
		片前腕及び片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者		
		機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者	
	下肢		切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
	片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者			
	両下腿	両側の下腿の切断者			
	両大腿	両側の大腿の切断者			
	片下腿及び片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者			
	機能障がい	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者		
		片下肢完全	片側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者		
		両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者		
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者		
		上下肢	切断	片上肢及び片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
多肢切断	三肢以上の切断者				
機能障がい	片上肢不完全及び片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者			
	片上肢完全及び片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者			
	両上肢不完全及び両下肢不完全	両上肢不完全及び両下肢不完全の者			
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎力リエス等による体幹の障がい該当する）【注1】			

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

			障がい区分名	解説
脊髄損傷等	陸上・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用又は使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
下肢麻痺で座位バランスあり			座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】	

【注2】「座位バランス」の判定は、「ハそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

			障がい区分名	解説	
脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けて移動	両上肢の障がいがあるため、両下肢又は片下肢で車いすを駆動させる者	
			片上下肢又は片下肢で車いす使用	片側の上下肢又は片側の上下肢で車いすを操作する者	
		立位	上肢で車いす使用（陸上）	上肢による車いす使用者【注4】	
			その他走不能（陸上）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上）	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者	
	水泳		その他走可能（陸上）	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者全てがこの区分に該当する。	
			四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者	
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者	
			片側障がい片上肢機能全廃	片側障がい片上肢機能全廃で患側上肢のストローク動作も走ることが不可能な者	
			その他の片側障がい走不能	片側障がい片上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
	卓球	立位	その他走可能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で走ることが可能な者や、片側障がい片上肢でも走ることが可能な者等、上記区分に該当しない者	
			車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をする全ての脳原性麻痺者
			杖又は松葉杖使用	杖又は松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
				上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
				上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいがない立位者
片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者				

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

■肢体不自由4

障がい区分名	解説
電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者

■視覚障がい

障がい区分名	解説
視力0から0.01	・視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
その他の視覚障がい	・矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。

■内部障がい

障がい区分名	解説
ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がいは含まない。